## 静岡県告示第206号

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱(平成18年静岡県告示第829号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

別表 4 中「5, 372, 125」を「5, 533, 000」に、「4, 883, 750」を「5, 030, 000」に、「4, 727, 470」を「4, 869, 040」に、「4, 297, 700」を「4, 426, 400」に、「2, 363, 735」を「2, 434, 520」に、「2, 148, 850」を「2, 213, 200」に、「5, 157, 240」を「5, 311, 680」に、「4, 688, 400」を「4, 828, 800」に、「3, 907, 000」を「4, 024, 000」に、「1, 953, 500」を「2, 012, 000」に、「1, 074, 425」を「1, 106, 600」に、「976, 750」を「1, 006, 000」に改める。

## 附則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。